

内部通報制度に関する認証制度

弁護士 大澤 武史



弁護士
大澤 武史
(おおさわ・たけし)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新65期)
2013年1月
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所
2014年1月
京都弁護士会に登録替
2015年2月～現在
経営法曹会議 会員

〈取扱業務〉
人事労務、会社法、
金融商品取引法、M&A、
事業再編、金融法務、
銀行法務、一般企業法務

1 内部通報制度に関する認証制度の導入の背景

公益通報者保護法施行から10年余が経過したが、なお中小企業における内部通報制度の導入割合は40%に止まり、何より、企業に整備されたはずの内部通報制度が機能せず(機能不全・形骸化)、大きな不祥事に発展した事例が近年において頻発している。現に、企業不祥事により設置された第三者委員会の報告においても、実効性ある内部通報制度が整備・運用されていなかったことが問題点として指摘する例も散見された。

このような背景から、事業者の内部通報制度の実効性の向上を図るための認証制度を可及的速やかに実施することとされて、内部通報制度に関する認証制度検討会により公表された「内部通報制度に関する認証制度の導入について(報告書)」(平成30年4月)を踏まえ、本年2月より、自己適合宣言制度が開始された。なお、平成30年12月、公益社団法人商事法務研究会が、内部通報制度認証の運営を統括する指定登録機関に指定されている。

2 内部通報制度認証(WCMS認証)

内部通報制度認証(WCMS認証(Whistleblowing Compliance Management System))は、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(平成28年12月9日消費者庁)を踏まえ内部通報制度を適切に整備・運用している事業者が高く評価され、消費者・取引先からの信頼、企業ブランドの向上、金融市場からの評価、公共調達における評価、優秀な人材の確保等につなげていくことができる社会経済環境を醸成し、事業者のインセンティブを高め、その取組を促進することによって内部通報制度の質の向上を図り、もって国民生活の安全・安心を確保するための制度として位置づけられる。

WCMS認証は、①自己適合宣言制度と②第三者認証制度の2本の柱から成り、本年2月に開始された自己適合宣言制度は、事業者が自らの内部通報制度を評価して、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」に基づく内部通報制度認証基準に適合している場合、当該事業者からの申請に基づき指定登録機関がその内容を確認した結果を登録し、所定のWCMSマークの使用を許諾する制度である。もう1本の柱である第三者認証制度は、中立公正な第三者機関が事業者の内部通報制度を審査・認証する制度とされるが、未だ詳細は定まっておらず、自己適合宣言制度の運用状況をみながら、導入されることとなっている。なお、現時点においては、まずは、自己適合宣言の登録を受けた事業者が、次のステップとして第三者認証に進むという仕組みが想定されている。

(参考)全体構成のイメージ



(「内部通報制度に関する認証制度の導入について(報告書)」(平成30年4月)より引用)

3 自己適合宣言制度のススメ

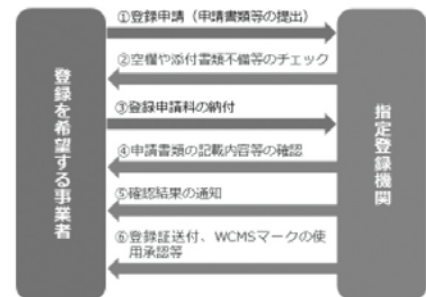
上記の通り、自己適合宣言制度は既に開始されており、本年4月10日に2社が登録されたことを皮切りに、順次登録がなされている。

実効性のある内部通報制度を適切に整備・運用している事業者では、従業員等からの警鐘が早期に経営陣等に届き、自浄作用により問題が未然防止又は早期発見され得るため、その事業者が提供する製品・サービスは安全・安心である可能性が高いとされる。また、内部通報制度は、コンプライアンス経営の推進や安全・安心な製品・サービスの提供を通じた健全な事業遂行の確保や企業価値の向上を図る上で必要不可欠なものであるとともに、企業経営を支える基本的なシステムである内部統制及びコーポレートガバナンスの重要な要素であると位置づけられる。

自己適合宣言制度は、あくまで、指定登録機関が各登録希望事業者から提出された申請書類の内容について、その記載内容や裏付けとなる証拠資料の不備等を確認し、申請事業者が自らの内部通報制度を自己評価した結果を登録するものであり、申請事業者の内部通報制度の実効性までも担保・保証するものではないものの、内部通報制度の重要性を踏まえ、今後、認証制度を利用し、登録する企業はますます増加していくものと考えられる。

時勢に乗り遅れず、何より、実効性ある内部通報制度の構築或いは見直しの契機として、まずは、自社の制度を振り返り、自己適合宣言登録を目指してはいかがだろうか。

自己適合宣言登録までの主な流れ



自己適合宣言登録の手順の概要

- ・登録申請
自己適合宣言の登録を希望する事業者は、登録手続に関する約款を確認・承認のうえ、所定の申請様式(MSエクセル形式)に必要な事項を入力し、必要な電子ファイルを添付して指定登録機関に申請します。
- ・申請書類の不備のチェック
指定登録機関は、申請書類の記載又は添付不備のチェックを行い、必要があれば再提出や修正を依頼します。
- ・登録申請料の納付
上記のチェックが終わった事業者は、所定の登録申請料を指定登録機関からの請求に基づいて納付します。指定登録機関は、納付が確認できた後に、申請書類の記載内容の確認手続に入ります。
- ・申請書類の記載内容等の確認
指定登録機関は、必要に応じ、申請書類又は添付書類の記載内容の確認や補正等を申請者に求めます。



(内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)説明会資料より引用)